

区分	内容	問い合わせ先	区分	内容	問い合わせ先
税金・納付金の減除など	児童福祉施設(保育所を除く)徴収金の減免など 保育料・副食費の減免など	●減免については児童相談所施設・里親係(☎263-0694) ●徴収猶予については2番(※6)と同じ ●減免については区福祉課児童福祉係1番(※4)と同じ ●徴収猶予については2番(※6)と同じ	その他 の生活 救済	特別児童扶養手当などの支給に係る所得制限の適用除外 難聴児補聴器購入費助成事業に係る補聴器買い替えのための助成要件の緩和 障害者(児)の補装具・日常生活用具の給付要件の緩和 傷病者搬送証明書の交付手数料の免除 被災した人への入浴支援サービス 児童扶養手当の支給に係る所得制限の適用除外 重度心身障害者医療費補助の支給要件の緩和 こども医療費補助の支給要件の緩和 ひとり親家庭等医療費補助の支給要件の緩和	●区福祉課障害福祉係 2番(※7)と同じ ●健康福祉局障害福祉課(☎504-2147、☎504-2256) ●区福祉課障害福祉係 2番(※7)と同じ ●健康福祉局障害自立支援課(☎504-2148、☎504-2256) ●消防局救急課(☎546-3461) ●区消防署警防課 1番(※2)と同じ ●安佐北消防署安芸太田出張所(☎0826-32-2011) ●健康福祉局環境衛生課(☎241-7408) ●区福祉課児童福祉係 1番(※4)と同じ ●こども未来局こども・家庭支援課(☎504-2723) ●区福祉課障害福祉係 2番(※7)と同じ。ただし南区の☎は252-2949、安佐北区の☎は815-0466 ●健康福祉局保険年金課福祉医療係(☎504-2158、☎504-2135) ●区福祉課児童福祉係 1番(※4)と同じ ●健康福祉局保険年金課福祉医療係(☎504-2158、☎504-2135)
水道・下水道	①水道料金と下水道使用料の減免 ②水道料金等納入証明手数料の免除 下水道事業受益者負担金と下水道事業分担金の徴収猶予	●水道局各営業所中(☎221-5522、☎511-6925)、東(☎511-6922、☎511-6925)、南(☎511-6933、☎221-3060)、西(☎511-6944、☎221-3060)、安佐南(☎831-4565、☎877-0679)、安佐北(☎819-3958、☎814-8859)、安芸(☎821-4949、☎823-6624)、佐伯(☎923-4121、☎922-6985) ●水道局営業課庶務係(☎511-6832、☎221-3110) ●①のみ下水道局管理課使用料係(☎241-8258、☎248-8273) ●下水道局計画調整課調整係(☎504-2406) ※令和4年2月まで受け付け	その他 の相談 など	配偶者などからの暴力(DV)に関する相談・女性相談 男女共同参画推進センター「女性・男性のためのなんでも相談」	●市配偶者暴力相談支援センター(☎504-2412)(月)～(金)10:00～17:00 ●女性専用電話(☎248-3315)(月)除く10:00～16:00、(水)～(木)は通常時間プラス17:00～20:00 ●男性専用電話(☎545-6160)(水)17:00～20:00と(土)13:00～16:00
その他	住民票の写しなどの証明手数料とマイナンバーカードの再交付手数料の免除 ※内容の詳細はお問い合わせを ※被災を原因として行う各種手続きなどをするために申請するものに限りません コンビニ交付サービスは免除に対応していません	●区市民課中(☎504-2551、☎541-3835)、東(☎568-7708、☎262-6986)、南(☎250-8938、☎252-7179)、西(☎532-0930、☎232-9783)、安佐南(☎831-4928、☎877-2299)、安佐北(☎819-3907、☎815-3906)、安芸(☎821-4908、☎822-8069)、佐伯(☎943-9709、☎923-5098) ●各出張所温品(☎289-2000)、似島(☎259-2511)、佐東(☎877-1311)、祇園(☎874-3311)、沼田(☎848-1111)、白木(☎828-1211)、高陽(☎842-1121)、安佐(☎835-1111)、中野(☎893-2121)、阿戸(☎856-0211)、矢野(☎888-1112)、湯来(☎0829-83-0111) ●企画総務局総務課区政係(☎504-2112、☎504-2069)	広島市・安芸郡外国人相談窓口 ※日本語の理解が十分でない 外国人市民に対して窓口や電話での相談、生活関連情報の提供、行政機関への同行通訳など	広島国際会議場3階(☎241-5010) (月)～(金)9:00～16:00) 対応言語:中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、英語、フィリピン語(金のみ)	
償還条件の緩和	市立病院の診療費などの後納または分納	●広島市民病院(☎212-3227、☎223-5514) ●安佐市民病院(☎815-5211、☎815-3557) ●舟入市民病院(☎232-6195、☎234-7302) ●リハビリテーション病院(☎848-8001、☎848-8003) ●自立訓練施設(☎849-2868、☎849-2872) ●安芸市民病院(☎827-0121、☎827-0561)			

差別や虐待、プライバシー侵害など、さまざまな人権問題について、法務局職員か人権擁護委員が面談、電話かインターネット(パソコン・スマートフォンなど)で相談に応じます。無料・秘密厳守。

- みんなの人権110番(☎0570-003-110 平日8:30～17:15)
- 子どもの人権110番(☎0120-007-110 平日8:30～17:15)
- 女性の人権ホットライン(☎0570-070-810 平日8:30～17:15)
- インターネット人権相談受付窓口(<https://www.jinken.go.jp/>)
- 外国語人権相談ダイヤル(Foreign language Human Rights Hotline)(☎0570-090-911 平日9:00～17:00) ※祝・休日を除く

新型コロナワクチン

市が設置する集団接種会場が、以下のとおり変更となります。

区分	会場名	住所	主な接種日	実施日
変更前	福屋広島駅前店	南区松原町9-1(9F)		9月14日(火)まで
変更後	広島市総合福祉センター	南区松原町5-1 BIGFRONTひろしま(5F)	月・火・土・日	9月18日(土)から

ワクチンの接種を受けるには、必ず事前に予約が必要です。予約をしていない人は、接種当日に接種会場へ行っても接種を受けることはできませんのでご注意ください。市内で接種を行っている医療機関、集団接種会場に関する最新情報は市ホームページをご覧ください。



市HP ページ番号 217375



広島県新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

☎513-2847

新型コロナウイルス感染拡大を予防するために

マスク着用、手洗いなどの感染対策の徹底 感染拡大地域との往来に注意

発熱や咳、倦怠感や味覚・嗅覚障害などの症状がある人は、かかりつけ医または受診・相談センター(積極ガードダイヤル)

☎241-4566 へ連絡してください



新型コロナウイルスに関する最新の情報は市ホームページをご覧ください。

市HP ページ番号 107094

